

やまなし水素社会実現戦略策定事業業務委託仕様書

1 委託業務名

やまなし水素社会実現戦略策定事業

2 事業目的

本県では、平成30年3月に策定した「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、CO₂フリー水素を県内で製造、供給、利用するサプライチェーンの構築や普及啓発、産業の集積に取り組んでおり、米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nesrad」の開設や、北杜市内のサントリー白州工場におけるオンサイトP2Gシステムによる水素製造・利用の実証に着手するなど大きな成果を上げている。

また、令和5年3月には「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、これらの水素を特に産業分野の燃料転換等も含め再エネの活用や省エネの一層の推進を図ることで2050年カーボンニュートラルの実現を図ることとしている。

一方、国においても令和2年10月の2050年カーボンニュートラル宣言以降、令和5年5月GX推進法成立、同年6月の水素基本戦略改定などを経て、令和6年5月には水素社会推進法が成立するなど日本のエネルギー政策において、水素の重要性は更に高まりつつある。

本業務は、こうした動きを踏まえ、今や世界から注目を集める「やまなしP2Gモデル」を核とした「来たるべき水素社会」の実現に向け、新たな実行性のある中長期的な戦略の策定を通じて、そのイメージを示すとともに、水素・燃料電池産業の集積や経済の活性化、県民生活の向上を同時に図り、水素社会において本県が確固たる地位を確立していくことを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

本業務委託の内容は、山梨県が令和7年度に策定を予定している「やまなし水素社会実現戦略」（以下、「戦略」という。）の策定にあたり必要な支援及びその戦略の実現に向けた事業を行うものであり、具体的には次に示す業務を行うこと

(1) 県内企業の状況調査支援

① ヒアリング及びアンケート調査

・県内企業の水素・燃料電池関連分野における事業の状況（売上、雇用者数等）、燃料電池、水素ボイラ、FCV等の導入計画などに関するアンケート及びヒアリングについて、今後の課題や戦略検討に必要な情報を収集するために必要な項目等を検討すること。また、ヒアリングに参加し、記録すること。

なお、アンケートの送付及び回収については県で実施する。

【県で実施するアンケート及びヒアリング先】

水素・燃料電池分野に関心のある本県企業（やまなし HFC クラスター登録企業ほか）200社程度にアンケートを実施し、うち20社程度にヒアリングを実施。

② アンケート及びヒアリング結果の分析

アンケート及びヒアリング結果を集計するとともに、本県の水素・燃料電池産業の現状・課題について分析を行い、県に提出すること。

(2) 水素・燃料電池関連産業の市場見通しの調査

水素・燃料電池に関連する製品・サービス別の最新の市場動向・将来見通しについて詳細な調査・分析を行うこと。

なお、本県はやまなし P2G モデルの海外展開にも積極的に取り組むこととしており、更には、県内企業の海外展開の可能性についても検討するため、国外市場も対象とし、調査・分析結果を県に提出すること。

【部品・サービスの例】

- ・モビリティ（乗用車、トラック、フォークリフト等）、定置用燃料電池（家庭用、業務・産業用）、水素ボイラ、水素バーナー、水電解装置など
- ・製品の量産に係る製造装置、分析装置、検査装置など
- ・水素インフラに係る土木・建築・配管工事、メンテナンス等
周辺ビジネス

(3) 水素・燃料電池分野のメーカー等の状況調査

水素サプライチェーンにおける「つくる」・「ためる」・「はこぶ」・「つかう」の各段階において代表的な企業20社程度にヒアリングを行い、その結果を取りまとめるとともに分析すること。

なお、ヒアリング先、ヒアリング内容は、事前に県と調整すること。

(4) 戦略策定のための会議の運営支援

戦略の策定にあたり、専門的な知見に基づいた意見を聴取するため会議の開催について全般的な助言とともに次の業務を行う。

なお、有識者については、本県の産業等に関して深い理解を有する者や水素に対して知見を有する学識経験者、企業役員等として県と協議の上決定する。

委員数は8名程度を想定しているが、必要に応じオブザーバー等を追加（2，3名程度）する場合がある。

また、会議については3回開催し、そのうち一度は山梨県庁内で開催することと

して、残りの2回はオンラインでの実施を基本とする。

③ 会議の運営に関する支援

開催に関する委員との日程調整、報酬・旅費の支払い及びオンライン会議の設定・運営を行うこと。

なお、県庁内開催の際の会場およびマイク、プロジェクター等の必要備品は県側で確保する。

④ 会議の進行に関する支援

会議資料については県と協議の上、調製すること。また、議事録を作成し、会議開催後1週間以内に県に電子データで送付すること。

⑤ その他

有識者会議について、特定の分野について深い検討が必要と県が判断した場合は、個別の企業を招聘した勉強会として開催する場合がある。その場合においては予算の範囲内において開催回数、運営方法など県と協議の上、必要な支援を行うこと。

(5) やまなし水素社会実現戦略（素案）の作成

(1) から (4) までの業務を踏まえ、県と協議の上、戦略（素案）を作成する。素案については、概要版も併せて作成する。

戦略（素案）は、県民と共有できる来るべき水素社会の姿を具体的に表した上で、各種調査に基づく県の産業振興や県民生活における多様な利活用の観点から2050年までのロードマップを作成するとともに、県の指定する関係部局（山梨県企業局、新価値・地域創造推進局、農政部等）へのヒアリングを行い、山梨県としての水素利活用の可能性を幅広く示す内容のものとする。

なお、ヒアリングの調整は県で実施する。

また、県民に水素利活用に関する取り組みや将来のやまなしの水素社会のイメージを具体性を持って理解し共有してもらうため、写真、図表、イラストを含めたものとする。特にイラストについては、親しみやすく、わかりやすいものとする。

(6) やまなしP2Gモデル等の情報発信

上記の調査や戦略（素案）の作成を踏まえ、本県の水素社会に向けた取り組みやその強みについて、発信を行うこと。主に県民以外を中心に本県の取り組みを周知し、本県事業への興味・関心やブランド価値を高めることを目的とし、手法については提案の上、県と協議を行い実施すること。

(7) その他

上記の業務に付随するもので、本業務の目的を効果的に達成できる提案がある場合は県と協議の上実施すること。

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、本業務を遂行するに当たり必要な業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

6 成果物の提出

業務完了後、速やかに次に示す成果物を提出すること。なお、提出に当たっては、その内容について、事前に山梨県の承認を受けること。

(1) 成果物の内容

委託契約書に定める事業実績報告書を作成し、参考資料と共に県に提出すること。

(2) 提出形式

次に示す形式でそれぞれ提出すること。

① 紙媒体

事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを1部。

② 電子媒体

電子データ類は、編集が可能なファイル形式及びPDF形式とすること。

また、電子データ類の保存ファイルには、内容がわかるタイトルを付すとともに、利用したイラスト、写真についても納品すること。

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

7 その他留意事項

- (1) 実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に山梨県と連絡調整を行うものとし、具体的なスケジュール・場所等については、受注者と発注者との協議して決定する。ただし、発注者の承諾を得た場合、Web会議や電話等による対応も可能とする。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。
ただし、一部についてあらかじめ書面により山梨県の承認を得たときは、この限りではない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (4) 作成する資料において、法令、外部資料及びデータの出典等については、全て明確にしておくこと。
- (5) 本業務の成果品（電子データを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て山梨県

に帰属する。また、山梨県は、成果物等の全てについて業務必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、対応方法については、必要に応じて県と協議して定めるものとする。

- (6) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (7) 本業務の実施にあたって、県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (8) 本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。
- (9) 適切な情報提供等ができるよう、最新の情報収集等に努めること。
- (10) 受注者は、本業務の他に県が実施する事業に関して、県が協力の要請を求めた場合は、本業務の執行に差し障りのない範囲で協力するよう努めること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。